

Internationale Gebrauchshundeprüfung (FCI-IGP1-3) 国際作業犬試験 (FCI-IGP1-3)

IGPには3段階のレベルがあり、それぞれのレベルで犬は3つの部門（A：追求作業、B：服従、C：防衛）において、少なくとも「B／可」の評価を獲得する必要があります。

A 追求作業 *Fährtenarbeit*

全般規定

	FCI-IGP1	FCI-IGP2	FCI-IGP3
リードの長さ	5m	10m	10m
印跡／物品準備	ハンドラー	他人	他人
最低距離	最低 300 歩	最低 400 歩	最低 600 歩
直線コース	3	3	5
コーナー数	2 約 90°	2 約 90°	4 約 90°
コーナーとコーナーの間隔	最低 50 歩必要	最低 50 歩必要	最低 50 歩必要
物品数／配点	ハンドラーの物品 3 個 7+7+7	他人(印跡者)の物品 3 個 7+7+7	他人(印跡者)の物品 3 個 7+7+7
物品の大きさ	長さ 10cm 幅 2~3cm 厚さ 0,5~1cm		
物品配置	① 第 1 コース ② 第 2 コース ③ 最終地点	① 第 1 コース ② 第 2 コース ③ 最終地点	① 出発点から最低 100 歩以上の第 1 or 第 2 コース ② 審査員 が指示 ③最終地点
印跡後待機時間	20 分	30 分	60 分
制限時間	15 分	15 分	20 分

追求可能な地面

追求可能な地面としては、草地、畑、森林の地面など、すべての自然の地面が適しています。また、すべての試験レベルにおいて、地形の変化や道の横断が含まれる場合もあります。

FCI-IGP1 試験における追求コースの印跡

FCI-IGP1 のみ、追求コースはハンドラーが印跡します。IGP1 以外のレベルでは、追求コ

ースは別の印跡者によって印跡されなければなりません。

FCI-IGP2 および FCI-IGP3 試験における追求コースの印跡

FCI-IGP2 および FCI-IGP3 では、認定を受けた印跡者が、審査員や追求コーディネーターと連携して、利用可能な地形に応じた追求コースを決定することが推奨されます。また、追求コースの地図を作成し、審査員に提供します。この地図には、地形の特徴（例：樹木、電柱、小屋など）、各直線部分の歩数や物品の位置が記載されます。

審査員または追求コーディネーターは追求コースの印跡を監督し、印跡者に指示を与えます。追求コースはすべて異なるように印跡されるべきであり、コーナー後に配置される物品が毎回同じ場所（距離）に置かれることがないよう配慮します。また、追求コースの形状もできるだけ変える必要があります。開始地点は、すぐ左側の地面に標識（スタートピン）を立てて（刺して）明確に示されなければなりません。

印跡者は開始地点に短時間立ち止まった後、通常の歩幅で指示された方向に進みます。追求コースの印跡は、自然な歩き方で行われる必要があります。コーナー部分も同様に通常の歩行で作成されます。コーナーは、犬が継続的に追求作業を行えるよう配慮します。足跡が途切れないように印跡しなければなりません（追求コースの説明図を参照）。

印跡者が不自然な歩き方や足を引きずる動作、歩行を中断するなどの方法で犬を助けることは、追求コース全体にわたって禁止されています。印跡中、ハンドラーと犬は印跡作業が見えない場所で待機しなければならない（IGP1 のハンドラーを除く）。

追求作業の順番は、追求コース印跡後、審査員またはその代理人の立ち会いのもと、抽選によって決定されます。

特例

FCI-IGP3 においてのみ、体調や気象条件（例：高温）により、ハンドラー自身や犬が短い休憩を必要としていると感じた場合、審査員に追求作業を一時中断するよう依頼することができます。ただし、この休憩時間は、追求作業の制限時間（20 分）に含まれます。休憩中、ハンドラーは犬の頭、目、鼻を拭いたり、水を与えたりすることが認められています。この目的のために、ハンドラーは少量の水、濡れた布、または濡れたスポンジを携行することができます。これらのアイテムは、追求作業の開始前に審査員に提示しなければなりません。犬のやる気を引き出す道具の使用は許可されません。

物品

コーナーの手前 20 歩以内およびコーナーを曲がってから 20 歩以内に物品を置いてはいけません。物品は歩きながら足跡の間に置きますが、必要に応じて足跡上に置かなければなりません（例：草が高い場合）。最後の物品を置いた後、追求印跡者はさらに 10 歩以上まっすぐ進む必要があります。物品の色は地面と極端に違ってはいけません。

追求コースの印跡前に、ハンドラー（FCI-IGP1）または印跡者（FCI-IGP2/FCI-IGP3）は、審査員に物品を提示する必要があります。使用する物品は、ハンドラーまたは印跡者が少なくとも 30 分間ポケットに入れて持ち歩いたものでなければなりません。また、物品は 3 つの異なる素材（例：革、織物、木材）で構成されている必要があります。FCI-IGP のチャンピオンシップでは、物品には番号が付けられ、その番号は追求コース番号と一致

している必要があります

追求作業で犬が物品を発見できず、印跡者でもその物品を発見できなかった場合、その物品に関する点数は減点されません。もし、複数の物品が印跡者でも発見できなかった場合、その出場犬には新しい追求コース（やり直し）が提供されます。やり直しを辞退した場合は、発見できなかった物品に関しては得点なしとなり、発見した物品の点数のみとなります。このルールは、FCI-IGP1には適用されません。発見されなかった物品についての得点は与えられません。

物品発見時の犬の動作

物品発見時の犬の動作は、「指示（Verweisen）」「くわえ上げる（Aufnehmen）」「持つてくる（Apportieren）」のいずれかによって行われます。

1. 指示（Verweisen）

犬が物品を指示する場合、座る、伏せる、または立つ姿勢で行います。物品ごとに姿勢が変わっても問題ありません。犬が物品を指示（座る、伏せる、立つ）した後、ハンドラーは追求リードを放すか地面に置き、犬のもとに行きます。そして、物品を拾い上げて審査員に提示します。ハンドラーは犬の左右どちら側に立っても構いません。犬が物品を発見した後のハンドラーの一連の行動は審査員の指示なしで行います。

物品の指示は追求の進行方向に向けて行う必要があります。物品に対してやや斜め（最大30度）に座る、伏せる、または立つ姿勢は誤りではありません。また、犬がその姿勢を保ちながらハンドラーの方を振り返ることも誤りとはみなされません。犬は「自発的に指示している」という態度を示す必要があり、「しなければならないから指示している」という印象を与えてはいけません。

物品の位置は犬の前足の真前または前足の間に配置されている必要がありますが、犬が物品を凝視する（じっと見つめ続ける）ことは求められません。犬はストレスや回避行動を示すことなく、静かにその姿勢を保つ必要があります。ハンドラーが大きな補助をして犬に物品を指示させた場合、その物品は「発見できなかった」とみなされます（得点なし）。物品を審査員に提示した後、ハンドラーは命令「Such／さがせ」で再び犬に追求を開始させます。この再出発も審査員の指示なしで行います。再出発の際、ハンドラーは犬の横または真後ろに立つ必要があります。

2. くわえ上げる（Aufnehmen）

犬が物品をくわえ上げる場合、立ったままでも座った状態でも構いません。物品をくわえ上げて伏せる、または物品をくわえて移動することは誤りです。犬がくわえ上げたら、ハンドラーは追求リードを放すか地面に置き、犬のもとに行きます。そして、犬から物品を受け取り、審査員に提示します。ハンドラーは犬の左右どちら側に立っても構いません。立ち位置を変えることなく、ハンドラーは命令「Such／さがせ」で再び犬に追求を開始させます。この再出発も審査員の指示なしで行います。

3. 持つてくる（Apportieren）

犬が物品を持つてくる場合、ハンドラーは追求リードを放すか地面に置き、その場で立ち止まります。犬は物品をハンドラーのもとに持つてきて、正面で座るか立つ姿勢で物品を

提示します。ハンドラーは、犬から物品を受け取る際に命令を1回与えることができます。その後、ハンドラーは命令「Such/さがせ」で再び犬に追求を開始させます。

物品指示の図解

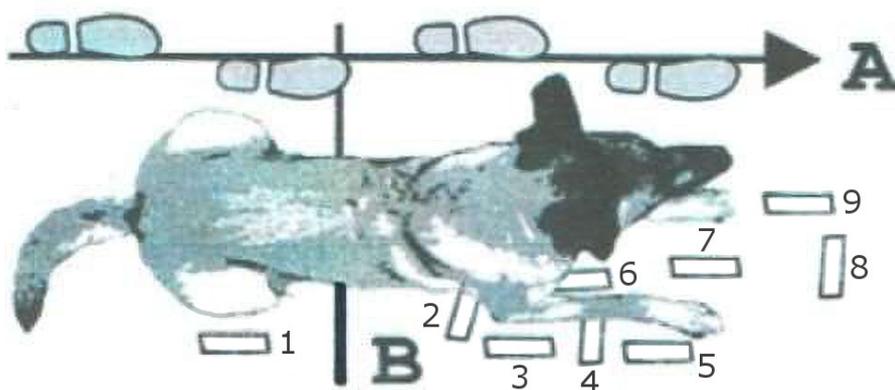
この図解は、おおまかな目安として使用されます。審査では以下の要素を考慮する必要があります：

- ・ 風の状況
- ・ 犬の大きさ
- ・ 指示の姿勢（座る、伏せる、立つ）

A = 追求の方向

B = 物品の位置

8番物品または9番物品の距離は犬の前足から最大で約20cmまでとする。



物品に対する評価基準：M=不可, B=可, G=良, SG=特良, V=優

	評価	得点
1	M-G	4
2	B	5
3	G	5.75-6.25
4	G	5.75-6.25
5	SG	6.5
6	SG	6.5
7	V	7
8	SG-V	6.5-7
9	SG-V	6.5-7

追求リード

追求リードの長さは、FCI-IGP1では5m、FCI-IGP2およびFCI-IGP3では10mです。リードの長さや、チェーン、追求用ハーネス、またはBöttgergeschirrの装着状態は、追求作業の開始前（遅くとも申告時）に審査員または指名された担当者によって確認されなければ

なりません。伸縮式リードの使用は許可されていません。

追求リードは、犬の背中の上、横、または前肢や後肢の左右の間を通して取り付けることができます。リードは緩く装着された首輪、または追求用ハーネスやBöttgergeschirr（ベルトのみのタイプ）の固定リングに直接取り付ける必要があります。ハーネスを使用する場合は、ハーネスのベルトが横から見て、犬の最後の肋骨より後ろに位置しないように注意する必要があります。

追求中、リードがたるむことは問題ありません。ただし、ハンドラーと犬の間の必要な距離が著しく縮まらないようにする必要があります。また、リードが地面に触れることが時々あっても、それは誤りとはみなされません。ハンドラーはリードの端を持ち、犬に追従しなければなりません。リードをどのように持つか（片手、両手、リードを持ち替えるなど）、そしてリードをどの高さで持つかも問題ではありません。ただし、リードを固定したり、張力を変えたりして犬の作業を妨げる行為は許されません。

使用可能ハーネス



革紐ハーネス



Böttgergeschirr



Kenndecke ハーネス

ノーリードでの追求

リードを装着せずに追求作業を行うことも可能です。この場合、FCI-IGP1 ではハンドラーと犬の間に最低 5m、FCI-IGP2 および FCI-IGP3 では最低 10m の距離を保つ必要があります。

申告

呼び出しを受けた後、ハンドラーは追求準備が整った犬（追求リードがすべて伸ばされており、ハーネスを使用する場合は装着済みの状態）を伴い、審査員のもとに行き基本姿勢を行います。この際、犬が物品を発見した場合に「くわえ上げる」「持ってくる」または「指示する」のいずれを行うかを申告します。

申告後、開始地点の約 2m 手前までは、10m の追求リードを短く持って犬を誘導することができます。追求作業の開始前、追求開始時、そして追求中を通じて、犬に対するいかなる強制的な行為も禁止されています。

追求開始

審査員の指示で、犬はハンドラーによって開始地点へ誘導され、追求を開始します。この際、命令「Such／さがせ」を使用することが許可されています。

開始地点の手前約 2m で、犬が短時間座る、立つ、または伏せることは問題ありません。そのとき、ハンドラーは追求リードを希望位置に調整することができます（例：リードを前肢や後肢の左右の間に通す）

犬は開始地点の標識（スタートピン）の直前で、命令「Such／さがせ」によって追求を開始する必要があります。このとき、ハンドラーは犬の横、または真後ろに立つ必要があります。

追求作業の概要

追求作業中、審査員は犬の追求を妨げないよう、最低 10m の距離を保って審査する必要があります。開始地点では、標識（スタートピン）のすぐそばで「Such／さがせ」の命令を与えて追求を開始します。この最初の命令に加えて、最大 2 回まで追加命令が許可されています。ただし、追加命令 1 回につき、最初の直線部分の評価から 1.5 点が減点されます。犬が 3 回の命令にもかかわらず追求を開始しない場合、その場で試験は中止となり、評価は 0 点となります。

犬は低い鼻使いで追求を開始し、自信を持ち、意欲的で集中力の高い状態を保ちながら、一定のペースで追求コースをたどる必要があります。追求速度自体は評価の基準ではありません。犬が説得力のある集中した追求を行っているかどうか重要です。犬が追求の進行をリードし、自ら決定を下している様子が明確に見えることが求められます。

追求開始時（および物品発見後の再スタート時）、ハンドラーは犬の横または真後ろに立ち、命令「Such／さがせ」を与えます。この際、ハンドラーはリードがすべて伸びきるまで動いてはなりません。リードを送り出す方法については、犬の作業に影響していなければ評価に影響しません。

追求作業中、ハンドラーが手袋を着用することは許可されています。また、リードに若干のたるみがあることも問題ではありません。追求の開始にかかる時間については特に制限はありません。犬が開始地点で長時間留まる必要はありませんが、審査員は最初の直線部分での犬の集中力と追求への取り組みを重視して評価します。

追求作業の終了

犬によって発見された最後の物品をハンドラーが審査員に提示した時点で、審査員は作業終了の合図を出します。この時点をもって審査は終了します。犬を基本姿勢に戻す必要はありません。その後、短時間の褒め言葉や犬をリラックスさせる行為は許可されています（ただし、遊んだり餌を与えたりすることはできません）。

終了報告

ハンドラーはリード付きの犬を連れて（服従作業のような脚側行進ではなくリラックスした歩行で）審査員のもとへ行き、基本姿勢で追求作業の終了を報告します。その際、発見した物品を提示します。

コーナー

犬はコーナーを確実にかつ説得力をもって追求する必要があります。コーナー付近で犬が円を描いて回る行動は誤りとされ、減点の対象となります。一方、追求線上から体が離れずに左右を確認する行動は減点されません。

コーナーをクリアした後も、犬は要求される高い集中力を維持し、低い鼻使いで、一定のペースで追求を続けなければなりません。コーナーにおいても、犬とハンドラーの間隔は規定された 10m の距離を常に保つ必要があります。

犬がコーナーを確実にクリアした後であれば、ハンドラーは追求ラインを離れてコーナーの外側にふくらむように進むことが許されます。

褒めること

FCI-IGP1 においてのみ、追求作業中に直線部分で短い褒め言葉（一言程度）を時折与えることが許可されています。ただし、コーナーや犬が追求に困難を感じている場面でのサポートや助けとして使用すること、また物品を指示する際に褒めることは認められません。褒め言葉は、犬の作業意欲を変化させることなく、犬の取り組みを肯定する目的でのみ使用する必要があります。

すべてのレベルにおいて、物品に関する場面で短い褒め言葉を与えることが許可されています。これは、ハンドラーが物品を拾い上げる前または審査員に提示した後のいずれかで行うことができます。ただし、ハンドラーが追求リードを持ち直して犬を再スタートさせる際に褒めることは認められません。

中止／失格

犬が追求コースを離れ、ハンドラーが犬を引き戻そうとした場合、審査員はハンドラーに犬についていくように指示します。この指示に従わない場合、追求作業は中止されます。また、各レベルで定められた作業制限時間内に、追求コースの終了地点に犬が到達しない場合も中止となります。ただし、中止までの追求作業は評価の対象となり、得点が与えられます。

犬自身が追求作業をやめた場合（例：同じ場所で立ち止まる、追求をせず頭を上げる、ハンドラーのもとに戻るなど）、犬が追求コース上にいる場合や制限時間がまだ残っている場合でも、審査員は追求作業を中止することができます。

追求作業中に野生動物が現れ、犬が狩猟本能による行動を起こそうとした場合、ハンドラーは命令「Platz／伏せ」で犬を制御することが許されています。その後、審査員の指示でハンドラーは犬を呼び戻し、命令「Such／さがせ」で追求作業を再開させます。しかし、犬が追求作業を再開しない場合、追求作業は中止となります。

中止

中止となった場合、その地点までは評価され得点が与えられます。そして、追求で中止となる以前に他の部門で獲得した得点が抹消されることはありません。中止以前に獲得したその得点は、訓練手帳に記載されます。

中止となった場合でも、それまでの追求作業や他の部門で獲得した得点も抹消されることはありません。それらの得点は訓練手帳に記載されます。

中止の例

- ・犬が開始地点または物品発見後に、3回の命令を受けても追求を開始しない場合。

- ・犬が追求コースからリードの長さを超えて離れる、またはハンドラーが審査員の「犬についていくように」という指示を無視した場合。
- ・犬が定められた作業制限時間内に追求コースの終了地点に到達しない場合。
- ・野生動物による妨害の後、犬が追求作業を再開できない場合。

失格

失格となった時点までに獲得したすべての得点（他の部門の得点を含む）は無効となります。得点や評価は訓練手帳に記載されません。また、失格後は試験に参加することはできません。失格の理由は審査員によって訓練手帳に記載される必要があります

失格の例	訓練手帳への記載例
<p>犬がくわえ上げた物品を放さない場合。</p> <p>ノーリード追求中に犬が追求コースから 10m 以上離れ、3 回の呼び戻しの命令にもかかわらず犬が戻らない場合。</p>	不服従による失格
<p>犬が性格テストで中立的な態度を示さない場合。</p>	中立性欠如による失格
<p>ハンドラーの非スポーツマン的行為（例：犬のやる気を出すための道具や餌の携行）。</p> <p>ハンドラーによる、FCI-IGP 規則、動物愛護法、または道徳に反する行為。</p> <p>禁止されたトレーニング道具を使用しようとする不正行為。</p>	非スポーツマン的行為による失格

追求作業の評価

追求作業の評価では、主要な要素と副次的な要素を区別し、主要な要素を優先的に評価することが求められます。

主要な要素：

「集中力」「自信」「注意深さ」「直接的かつ説得力のある物品指示」

副次的な要素：

「ハンドラーと犬との距離」「物品指示時の伏せる早さ」

評価基準：

審査は標識（スタートピン）横の開始地点から始まります。評価は、追求の直線部分の長さ、地形条件、天候、および試験レベルに基づいて行われます。審査員および同行者は、犬が追求を行う 10m の範囲内に立ち入ることはできません。

犬が物品を指示した後、ハンドラーは審査員の指示なしに犬のもとへ行くことができます。審査員は、物品の位置を確認するためにハンドラーと共に犬のもとへ向かうことができますが、その際、犬の邪魔をしないよう配慮する必要があります。審査員は物品の確認後、追求作業が再開される前に、追求再開の動作を妨げないよう、その場から離れる必要があります。

追求作業中、追求印跡者や審査員は、犬に妨害となる行動を取ってはなりません。審査員は、犬やハンドラーの作業だけでなく、地形、天候、追求作業に影響を及ぼす可能性のある要素、追求の経過時間など、すべての影響要因を総合的に考慮する必要があります。審査員はこれらすべての要因を踏まえた上で評価を行わなければなりません。

評価は以下の基準を考慮して行われなければなりません。

- ・犬が意欲的で、低い鼻使いをしながら、集中力を保ち、均一なペースで追求作業を行うこと。これは、コーナー前後や物品指示の前後でも一貫していなければなりません。
- ・犬のトレーニングの完成度（習熟度）。
- ・犬の否定的な表現行動（回避行動、不安定さ、特に物品指示時の不確実さ、自信の欠如）は評価を下げる要因となります。
- ・ハンドラーと犬の連携。
- ・追求作業中に生じた問題。
- ・追求条件（草地、地面の状態、地形の変化、肥料など）。
- ・野生動物による妨害。
- ・天候条件（風、暑さ、寒さ、雨、雪）。
- ・天候の急変。

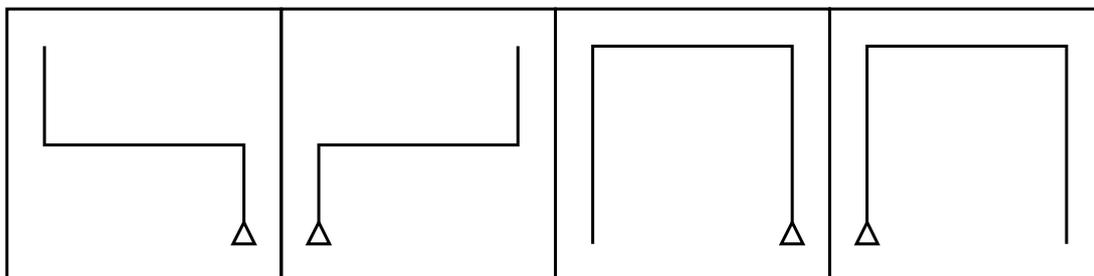
評価の指針：

- ・犬が開始地点に到達する前にハンドラーが「さがせ」の命令を出したり、命令を出さずに追求を開始させた場合、1点が減点されます。犬が開始地点に到達する前から自然に追求行動を示しても、評価においてマイナスとはなりません。
- ・犬が間違った物品を指示して追求が中断した際、ハンドラーが犬に近寄ることなく追求リードの端（10mの距離）から追加命令「さがせ」を与えて再スタートをさせた場合、2点が減点されます。
- ・犬が間違った物品を指示して追求が中断した際、ハンドラーが犬のもとに行って再スタートをさせた場合、4点が減点されます。
- ・ハンドラーが犬に追求を開始させる際、視覚的な合図（手の合図）を与えた場合、2点が減点されます。
- ・追求中や物品指示中に、犬がコースを外れる、コーナーで迷って円を描く、ハンドラーが過度に励ます、追求リードや声で助けるなどの行動は誤りとみなされ、それに応じた減点が行われます。
- ・犬が追求中に排尿または排便をした場合、8点が減点されます。

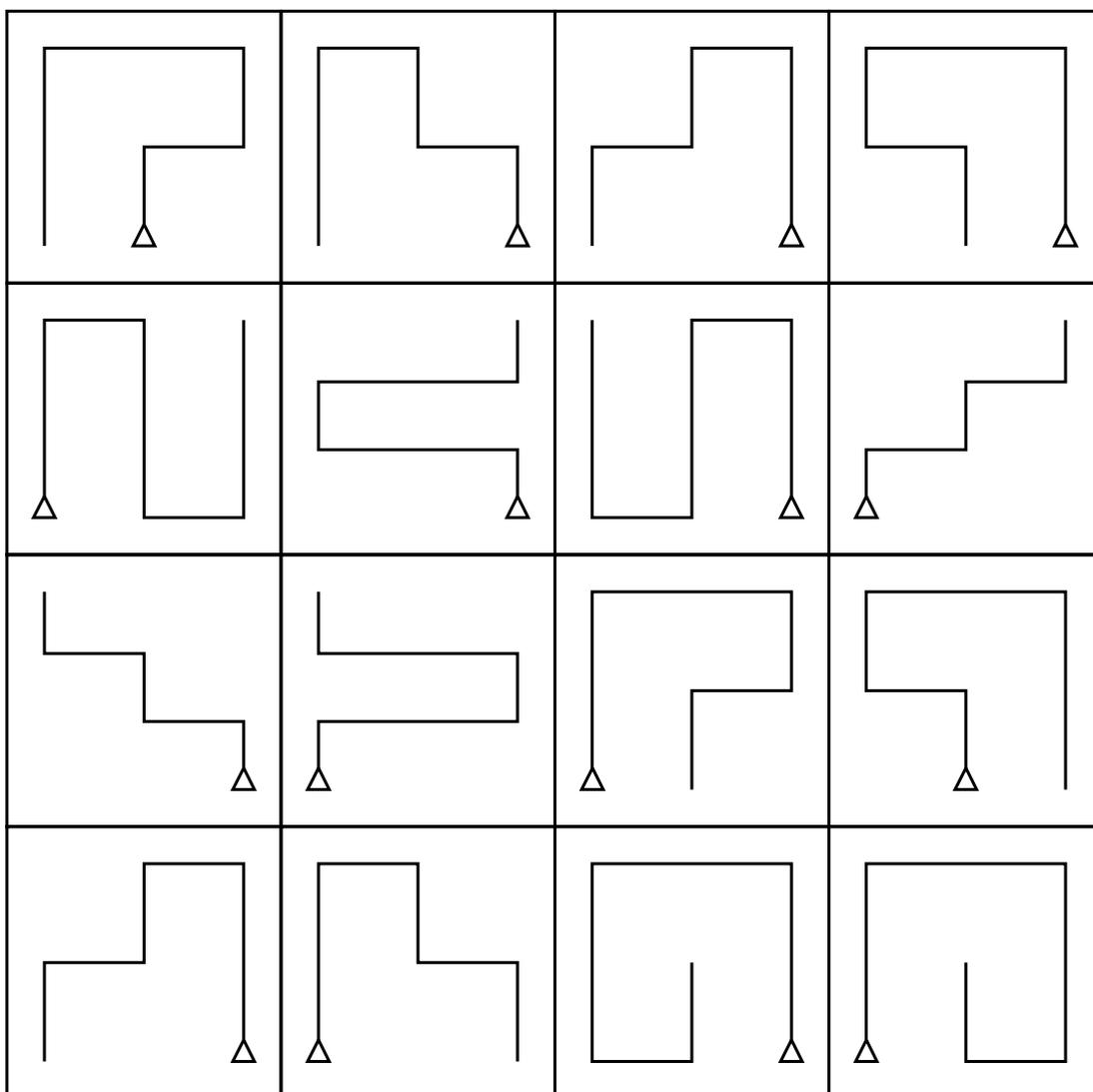
追求コース／印跡要領

追求コースは鏡像（左右対称）でも使用可能

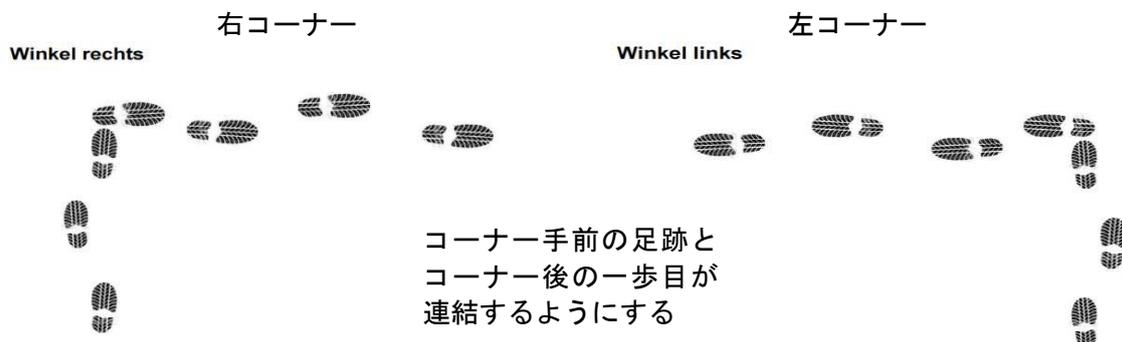
IGP1, IGP2 追求コース



IGP3 追求コース



コーナーの印跡



草が高すぎる場合、物品は足跡上に置くことも可能です。

